Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成31年2月4日住宅局建築指導課

既存建築ストックの活用を後押しする 改正建築基準法の基準の詳細を解説します!

~H30改正建築基準法に関する説明会(第2弾)、本日より参加申込の受付開始~

国土交通省では、<u>2月26日より全国4都市</u>において、昨年6月27日に公布された「建築基準法の一部を改正する法律」に関する<u>説明会(第2弾)を開催</u>します。 新基準を用いて設計を行う設計者や審査機関に対し幅広く情報提供します。

最近の大規模火災をめぐる状況や防火関連の技術開発をめぐる状況等を踏まえ、建築物・市街地の安全性の確保、既存建築ストックの活用、木造建築物の整備の推進の3点を改正の柱とする「建築基準法の一部を改正する法律」が、平成30年6月27日に公布されました。

国土交通省では、今回の法改正の内容全般に加えて、公布後1年以内に施行する改正 内容に関連する政省令・告示の概要の周知を行うため、「平成30年改正建築基準法に関 する説明会(第2弾)」を以下のとおり開催することと致しました。

(1) 主な対象者:特定行政庁、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関等の

職員、設計事務所等の設計者、建築基準法に関わる業務に携わる方々

(2) 日時・場所:全国主要都市4箇所(詳細は別紙)

(3) 説明時間 : 3時間程度(質疑応答時間あり)

(4) 主な内容 : 法改正の内容全般

公布後1年以内に施行する改正内容に関連する政省令・告示の概要

(5)講師:国土交通省担当官

(6)参加費:無料

(7) 参加方法 : 事前の申込みが必要です。

以下ホームページより申込みをお願いします。

(8) 申込期間 : 平成31年2月4日~開催日前日まで

<申込み先>

平成30年改正建築基準法に関する説明会事務局

ホームページ: https://krs.bz/koushuu-setsumeikai/m/30kaiseikijyunhou2 T E L:0120—005-611(受付時間:9~18時、土日祝除く)

<別添資料>

別紙1: 平成30年改正建築基準法に関する説明会(第2弾)開催日時・会場

別紙2:「建築基準法の一部を改正する法律」の概要

く問い合わせ先>

国土交通省 住宅局 建築指導課 平山、吹抜

TEL 03-5253-8111(代表) 内線39-538、39-545

03-5253-8513(直通)

FAX 03-5253-1630